

令和2年度 造林補助事業 標準単価表

長 崎 県

改 訂 日 令和2年7月3日
適 用 申 請 期 令和2年度2期～

留意事項

(1) 適用範囲

①長崎県造林事業補助金実施要綱 第2条に定める事業

(1) 森林環境保全直接支援事業

ア 森林環境保全直接支援事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

※間伐と更新伐は、伐採木を搬出する必要がある。

イ 森林環境保全直接支援事業等（環境）・・・森林環境税対象

①未整備森林緊急整備事業

作業種：除伐、保育間伐

②林内路網緊急整備事業

作業種：森林作業道整備

(2) 特定森林再生事業

ア 森林緊急造成事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

イ 森林緊急造成事業（環境）・・・森林環境税対象

①未整備森林緊急整備事業

作業種：森林経営計画区域内の除伐

ウ 被害森林整備事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

エ 重要インフラ施設周辺森林整備事業

作業種：人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

オ 保全松林緊急保護整備事業

①保全松林健全化整備事業

作業種：公益的機能の高い健全な松林の整備 衛生伐のみ

②松林保護樹林帯造成事業

作業種：樹種転換を行う松林の整備 人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

(3) 機能回復整備事業

ア 花粉発生源対策促進事業

作業種：花粉発生源植替え、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）

(2) 標準単価とは

○補助金を算定するために、長崎県造林補助事業実施要領第10の1に規定する作業種毎に定めた県の標準的な単価

・直接費

資材費 事業の実行に直接必要な苗木、肥料、燃料、消耗品等の購入費及びこれらの運賃等の費用

労務費 事業の実行に直接必要な作業に係る労務賃金

機械経費 事業の実行に必要な機械の使用に要する費用

※基本的に直接費を算定する歩掛は、国が示す「森林環境保全直接支援事業 環境林整備事業 作業工程表 林野庁整備課」に基づき算定する。

・共通仮設費

共通仮設費は、次に掲げる費用とし、その額は直接費の合計額に定率を乗じて算定する。

森林作業道整備以外 7.7%

森林作業道整備のみ 9.1%

共通仮設費の対象となる費用

運搬費 機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用

準備費 準備、後片付け、丁張等、伐開、除根、除草等に要する費用

安全費 交通管理等、安全施設等、安全衛生管理等、安全対策等に要する費用

役務費 土地の借り上げ、電力、用水等の基本料金、その他施業上必要な役務等に要する費用

営繕費 現場事務所等、労働者宿舍、倉庫及び材料保管場、監督官事務所等の施業上必要な営繕等に要する費用

測量設計費 事業の実行に必要な測量・設計に要する費用

標準単価の構成因子

事業内容 (作業種区分)	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
下刈り	雑草木除去費
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費（切土、盛土、法面整形）、工作物設置費（丸太積工等）
衛生伐	伐倒、枝払、玉切、搬出、薬剤、シート等の資材費
花粉発生源植替え	支障木等伐倒費、搬出集積費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

※苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

※搬出集積費は、伐採地から集積土場までの搬出集積を含むものとする。

○標準単価の区分

- ①基礎単価（税抜）：課税業者・・・・・・・・消費税相当額を含まない単価
 - ②自力・受託（資材のみ消費税含む）：課税業者以外・・・・・・・・受託及び自力により施行する場合で、上記基礎単価に資材費の消費税相当額を加算した単価
 - ③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外・・・・・・・・請負及び委託により施行する場合で、上記基礎単価に資材費及び労務費の消費税相当額を加算した単価
- ※課税業者の場合は、実施方法（自力・受託、請負・委託）に関わらず①基礎単価（税抜）を適用する。

○標準単価の積算単位

- ・直接費の歩掛は、小数第4位を四捨五入し、小数第3位止め
- ・直接費の各々の歩掛で計算する金額及び共通仮設費は、小数第1位を切り捨てし、整数止め。
- ・直接費と共通仮設費を合算した標準単価は、「単位が $h a$ 当りの場合は100円未満は切り捨て」、「単位が m 当りの場合は1円未満は切り捨て」

(3) 間接費

間接費・・・標準単価に加算できる間接費は現場監督費及び社会保険料等とする。

現場監督費	構成因子	①労務管理費、②安全訓練等に要する費用、③租税公課、④保険料、⑤従業員給料手当、⑥退職金、⑦福利厚生費、⑧事務用品費、⑨通信交通費			
	適用基準	事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施される場合に適用できるものとし、当該雇用される労働者（現場労働者）の管理等のために必要な費用とする。 ただし、当該作業の一部又は全部が一親方等の個人（個人受託者）の受託又は請負により実施される場合であっても、現場指示書等により事業の執行管理や安全管理等が適切に行われ、実質的に当該作業が事業実施主体の管理・監督下に置かれ、現場の管理・監督状況が明確に記録されている場合に限り、下記加算率を適用できるものとする。			
	加算率	16.0%			
社会保険料等	構成因子	現場従業員（現場労働者を管理監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事するものをいう）及び現場労働者（個人受託者を含む）に係る①労災保険料（特別加入制度の保険料を含む）、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並びに⑤退職金共済制度（林退共、建退共、中退共等）の掛金とする。			
	適用基準	<p>施行地毎に事業に従事した各現場労働者（測量設計労務者、現場従業員を除く）について社会保険等の加入状況に応じて下記に示す保険種毎の点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて下記加算率を適用できるものとする。</p> <p>【加入している保険種毎の点数】</p> <p>①労災保険 6点、 ②雇用保険 1点 ③健康保険 5点 ④厚生年金保険 9点 ⑤退職金共済制度 林退共 3点、林退共以外2点</p>			
	加算率	7点未満	7点以上13点未満	13点以上22点未満	22点以上
		0%	5%	9%	15%

(4) 作業種毎の面積や延長の補助対象の事業量の数値

作業集	補助対象の事業量	単位	小数以下の整理
人工造林	実施面積	ha	小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) ※造林システムの1レコードの申請単位ごと
樹下植栽等			
下刈り			
枝打ち			
除伐			
保育間伐			
間伐	実施面積、搬出材積	ha m ³	面積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) 材積：小数第3位止め(小数第4位以下切り捨て)
更新伐			
花粉発生源植替え			
森林作業道整備	実施延長(水平距離)	m	総延長：整数止め(小数第1位以下切り捨て) 測点間距離：小数第1位止め(小数第2位以下切り捨て)
衛生伐	実施面積、処理した材積	ha m ³	面積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て) 材積：小数第2位止め(小数第3位以下切り捨て)

(5) 補助金の計算

査定係数

事業名	計画等の要件	作業種	査定係数		
森林環境保全直接支援事業	森林経営計画、特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づいて実施するもの	人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、森林作業道整備	170		
	・H24.3.31以前に行われた樹木の伐採跡地において、森林経営計画、森林施業計画、特定間伐等促進計画に基づいて、実施するもの ・伐採造林届出書に基づいて実施するもの	人工造林、樹下植栽等	90		
	その他	下刈のみ	90		
	森林経営計画、特定間伐等促進計画+集約化実施計画、実施権配分計画に基づいて実施するもの	間伐、更新伐	170		
	要間伐森林において、施業代行者が実施するもの（森林経営計画等に基づかない場合）	除伐、保育間伐、間伐、更新伐	90		
	森林環境保全直接支援事業等（環境）	森林経営計画、特定間伐等促進計画、実施権配分計画に基づいて実施する場合	◎未整備森林緊急整備事業 除伐、保育間伐 ◎林内路網緊急整備事業 森林作業道整備	170	
特定森林再生事業	森林緊急造成事業	森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林で実施する場合	人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐（※）、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	
		その他	※除伐において不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、Ⅶ齢級（35年生）以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る（保育間伐相当）	90	
	森林緊急造成事業（環境）	○実施主体が市町の場合 市町と森林所有者と協定締結 ○実施主体が市町以外の場合 市町と森林所有者と実施主体の3者で協定締結	森林経営計画に基づいて実施する場合かつ、森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林で実施する場合	◎未整備森林緊急整備事業 除伐（※）	180
		森林経営計画に基づいて実施する上記以外の場合	※除伐において不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、Ⅶ齢級（35年生）以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る（保育間伐相当）	90	
	被害森林整備事業		人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）、森林保全再生整備	170	
	重要インフラ施設周辺森林整備事業	○実施主体が地方公共団体の場合（自ら所有する森林以外） 重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定 ○実施主体が地方公共団体以外の場合 地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者との協定	人工造林、樹下植栽等、下刈、枝打ち、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	
保全松林緊急保護整備事業	公益的機能の高い健全な松林の整備を行うもの	◎保全松林健全化整備 衛生伐	なし		
	樹種転換を行うもの	◎松林保護樹林帯造成 人工造林、樹下植栽等、下刈、除伐、保育間伐、更新伐、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	なし		
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う。	花粉発生源植替え、森林作業道整備、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備 防鹿ネット、枝条巻付）	180	

補助率(長崎県造林事業補助金実施要綱 第4条)

事業	申請者	国	県(義務負担)	県(森林環境税)	補助率計	
森林環境保全直接支援事業	県	30%	なし	なし	30%	
	市町		10%		なし	40%
	自力:森林所有者					
	受託:森林組合等					
分収方式(林業公社)	20%	50%				
森林環境保全直接支援事業等(環境)	市町	30%	10%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額	100%	
	自力:森林所有者			(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)		
	受託:森林組合等					
	分収方式(林業公社)		20%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額		
特定森林再生事業	森林緊急造成事業	30%	20%	なし	50%	
	その他		10%		40%	
	森林緊急造成事業(環境)	協定:市町、林業公社 保安林、公益的機能別施業 森林(水源涵養、山地災害 /土壌保全)、その他	30%	20%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)又は (実行経費-(国+県(義務負担)))のいずれか 低い額	100%
		協定:森林組合等 保安林、公益的機能別施業 森林(水源涵養、山地災害 /土壌保全)、経営計画	30%	10%	(国+県(義務負担)の補助残) + (標準経費×一般管理費相当14.38%)	100%
	被害森林整備事業	市町等	30%	10%	なし	40%
	重要インフラ施設周辺森林整備事業	地方公共団体 その他	30%	10%	なし	40%
保全松林緊急保護整備事業	市町等	50%	20%	なし	70%	
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	市町等	30%	10%	なし	40%

実補助率は以下のとおり計算 ※森林環境保全直接支援事業(環境)、森林緊急造成事業(環境)及び保全松林緊急保護整備事業を除く

査定係数÷100×上表の補助率

例

$$\text{査定係数 } 170 \div 100 \times \text{補助率 } 40\% = 68.0\%$$

<補助金額の計算：円未満は切り捨て>

①実施主体が県で、請負・委託契約の場合

実行経費（請負契約額）×査定係数÷100×補助率

②事業主体が市町で、請負・委託契約の場合

「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 ×査定係数÷100×補助率

※保全松林緊急保護整備事業の場合

「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 ×補助率

③森林組合等が事業主体となり、受託により実施した場合

○消費税あり（免税業者、簡易課税業者）

標準経費（資材のみ消費税含む）×査定係数÷100×補助率

○消費税なし（原則課税業者）

標準経費（税抜）×査定係数÷100×補助率

④森林組合等が事業主体となり、請負契約により実施した場合

○消費税あり（免税業者、簡易課税業者）

標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

○消費税なし（原則課税業者）

標準経費（税抜）×査定係数÷100×補助率

⑤森林所有者が自ら実施した場合（自力）

標準経費（資材のみ消費税含む）×査定係数÷100×補助率

⑥林業会社が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業の場合

標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

⑦林業会社が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業等（環境）の場合

a. 国+県（義務負担）：標準経費（消費税含む）×査定係数÷100×補助率

b. 県（森林環境税）：（標準経費（消費税含む）－ a. 国+県（義務負担））＋標準経費（消費税含む）×一般管理費相当14.38%

補助金額は、「実行経費」と「a+b」の比較を行い、いずれか低い額とする。

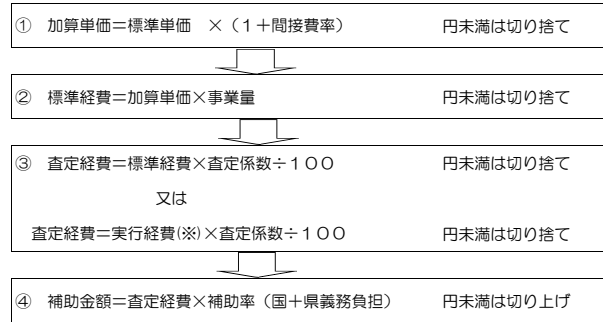
⑧市町が請負（委託）契約により実施した場合：森林環境保全直接支援事業等（環境）の場合

a. 国+県（義務負担）：「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）」のいずれか低い額 × 査定係数÷100×補助率

b. 県（森林環境税）：「実行経費」又は「標準経費（消費税含む）×（1＋一般管理費相当14.38%）」のいずれか低い額－「a.（国+県（義務負担）」

○実際の補助金額の計算は、長崎県の「MAGIS造林システム」にて行う

造林システムの計算順序



※ 県、市町、林業公社の実行経費は、請負・委託金額とする。

※ 請負・委託以外の森林作業道の標準経費は以下のとおり。

受託： (標準単価で積算した土工+標準単価で積算した構造物+別途積算した構造物) × (1 + 間接費率)

自力： 標準単価で積算した土工+標準単価で積算した構造物+別途積算した構造物

1. 人工造林

1-1 人工造林（地拵あり）

（1）優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

（円/ha）

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アハマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	614,000	635,000	641,400	612,400	696,400	773,900	809,400	874,100	1,003,300	691,500	775,500	749,700
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	630,350	653,300	660,300	628,600	720,400	805,100	843,900	914,600	1,055,800	716,400	808,200	780,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	675,400	698,500	705,540	673,640	766,040	851,290	890,340	961,510	1,103,630	760,650	853,050	824,670
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	716,300	744,300	752,900	714,100	826,100	929,500	976,900	1,063,100	1,235,400	819,700	931,700	897,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	738,100	768,700	778,100	735,700	858,100	971,100	1,022,900	1,117,100	1,305,400	852,900	975,300	937,600
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	787,930	818,730	828,190	785,510	908,710	1,022,450	1,074,590	1,169,410	1,358,940	901,670	1,024,870	986,920
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	818,600	853,600	864,400	815,900	955,900	1,085,200	1,144,400	1,252,100	1,467,500	947,800	1,087,900	1,044,800
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	845,850	884,100	895,900	842,900	995,900	1,137,200	1,201,900	1,319,600	1,555,000	989,300	1,142,400	1,095,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	900,460	938,960	950,840	897,490	1,051,490	1,193,720	1,258,840	1,377,310	1,614,250	1,042,580	1,196,690	1,149,280
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	920,900	962,900	975,800	917,700	1,085,700	1,240,800	1,311,900	1,441,100	1,699,600	1,076,000	1,244,000	1,192,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	953,600	999,500	1,013,600	950,100	1,133,700	1,303,200	1,380,900	1,522,100	1,804,600	1,125,800	1,309,400	1,252,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	1,012,990	1,059,190	1,073,380	1,009,470	1,194,270	1,364,880	1,443,090	1,585,210	1,869,560	1,183,600	1,368,400	1,311,530

（円/ha）

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アハマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	665,700	651,100	656,000	660,800	710,900	786,800	827,200	825,600	1,051,800	767,400	853,100	822,400
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	686,850	670,900	676,250	681,500	736,250	819,200	863,350	861,600	1,108,800	799,350	893,000	859,450
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	732,270	716,210	721,600	726,880	781,990	865,480	909,920	908,160	1,156,980	844,140	938,410	904,640
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	785,200	765,800	772,300	778,800	845,500	946,800	1,000,600	998,500	1,300,000	920,900	1,035,100	994,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	813,400	792,200	799,300	806,400	879,300	990,000	1,048,800	1,046,500	1,376,000	963,500	1,088,300	1,043,600
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	863,720	842,380	849,530	856,680	930,050	1,041,480	1,100,660	1,098,350	1,430,000	1,012,990	1,138,610	1,093,620
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	904,800	880,500	888,600	896,700	980,200	1,106,700	1,174,000	1,171,300	1,548,300	1,074,400	1,217,100	1,165,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	940,050	913,500	922,350	931,200	1,022,450	1,160,700	1,234,250	1,231,300	1,643,300	1,127,650	1,283,600	1,227,650
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	995,280	968,550	977,460	986,370	1,078,220	1,217,370	1,291,400	1,288,430	1,703,130	1,181,840	1,338,810	1,282,490
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	1,024,300	995,200	1,004,900	1,014,600	1,114,800	1,266,600	1,347,400	1,344,200	1,796,500	1,227,900	1,399,100	1,337,700
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	1,066,600	1,034,800	1,045,400	1,056,000	1,165,500	1,331,400	1,419,700	1,416,200	1,910,500	1,291,800	1,478,900	1,411,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	1,126,730	1,094,720	1,105,390	1,116,060	1,226,280	1,393,260	1,482,140	1,478,620	1,976,150	1,350,690	1,539,010	1,471,470

●地拵（伐倒木、枝条などの集積作業含む）、植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。

●当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。

●共通仮設費、7%を含む

1-2. 人工造林（地拵なし）

（1）優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

（円/ha）

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アハマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	306,900	327,900	334,400	305,300	389,300	466,800	502,400	567,000	696,200	384,400	468,400	442,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	323,250	346,200	353,300	321,500	413,300	498,000	536,900	607,500	748,700	409,300	501,100	472,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	337,590	360,690	367,840	335,830	428,230	513,480	552,640	623,700	765,820	422,840	515,240	486,860
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	409,200	437,200	445,800	407,100	519,100	622,500	669,800	756,000	928,300	512,600	624,600	590,100
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	431,000	461,600	471,000	428,700	551,100	664,100	715,800	810,000	998,300	545,800	668,200	630,500
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	450,120	480,920	490,380	447,810	571,010	684,750	736,780	831,600	1,021,130	563,860	687,060	649,110
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	511,500	546,500	557,300	508,800	648,800	778,100	837,300	945,000	1,160,400	640,800	780,800	737,700
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	538,750	577,000	588,800	535,800	688,800	830,100	894,800	1,012,500	1,247,900	682,300	835,300	788,200
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	562,650	601,150	613,030	559,680	713,680	855,910	921,030	1,039,500	1,276,440	704,880	858,880	811,470
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	613,800	655,800	668,800	610,600	778,600	933,700	1,004,800	1,134,000	1,392,500	768,900	936,900	885,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	646,500	692,400	706,600	643,000	826,600	996,100	1,073,800	1,215,000	1,497,500	818,700	1,002,300	945,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	675,180	721,380	735,680	671,660	856,460	1,027,070	1,105,280	1,247,400	1,531,750	845,790	1,030,590	973,720

（円/ha）

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アハマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
1,500~1,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	358,600	344,100	348,900	353,700	403,800	479,800	520,100	518,500	744,700	460,400	546,000	515,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	379,750	363,900	369,150	374,400	429,150	512,200	556,250	554,500	801,700	492,350	585,900	552,350
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	394,460	378,510	383,790	389,070	444,180	527,780	572,110	570,350	819,170	506,440	600,600	566,830
2,000~2,499本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	478,100	458,800	465,200	471,700	538,500	639,700	693,500	691,400	992,900	613,800	728,000	687,100
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	506,300	485,200	492,200	499,300	572,300	682,900	741,700	739,400	1,068,900	656,400	781,200	736,500
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	525,910	504,680	511,720	518,870	592,350	703,670	762,850	760,540	1,092,190	675,180	800,800	755,810
2,500~2,999本/ha	①基礎単価（税抜）：課税業者	597,700	573,500	581,500	589,600	673,100	799,600	866,900	864,200	1,241,200	767,300	910,000	858,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	632,950	606,500	615,250	624,100	715,350	853,600	927,150	924,200	1,336,200	820,550	976,500	920,650
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	657,470	630,850	639,650	648,560	740,410	879,560	953,590	950,620	1,365,320	844,030	1,001,000	944,790
3,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	717,200	688,200	697,800	707,500	807,700	959,600	1,040,300	1,037,100	1,489,400	920,800	1,092,000	1,030,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	759,500	727,800	738,300	748,900	858,400	1,024,400	1,112,600	1,109,100	1,603,400	984,700	1,171,800	1,104,700
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	788,920	757,020	767,580	778,250	888,470	1,055,560	1,144,330	1,140,810	1,638,340	1,012,880	1,201,200	1,133,660

●植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。

●当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。

●共通仮設費7.7%を含む

2. 樹下植栽（地拵あり）

(1) 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う植栽。

(円/ha)

植栽本数	内 訳	内 地											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	409,300	416,300	418,500	408,800	436,800	462,700	474,500	496,000	539,100	435,200	463,200	454,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	414,750	422,400	424,800	414,200	444,800	473,100	486,000	509,500	556,600	443,500	474,100	464,700
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	450,230	457,930	460,350	449,680	480,480	508,970	521,950	545,600	593,010	478,720	509,520	500,060
1,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	511,700	525,700	530,000	510,600	566,600	618,300	642,000	685,100	771,200	563,400	619,400	602,100
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	522,600	537,900	542,600	521,400	582,600	639,100	665,000	712,100	806,200	580,000	641,200	622,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	562,870	578,270	583,000	561,660	623,260	680,130	706,200	753,610	848,320	619,740	681,340	662,310
1,500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	614,000	635,000	641,400	612,400	696,400	773,900	809,400	874,100	1,003,300	691,500	775,500	749,700
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	630,350	653,300	660,300	628,600	720,400	805,100	843,900	914,600	1,055,800	716,400	808,200	780,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	675,400	698,500	705,540	673,640	766,040	851,290	890,340	961,510	1,103,630	760,650	853,050	824,670
2,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	716,300	744,300	752,900	714,100	826,100	929,500	976,900	1,063,100	1,235,400	819,700	931,700	897,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	738,100	768,700	778,100	735,700	858,100	971,100	1,022,900	1,117,100	1,305,400	852,900	975,300	937,600
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	787,930	818,730	828,190	785,510	908,710	1,022,450	1,074,590	1,169,410	1,358,940	901,670	1,024,870	986,920

(円/ha)

植栽本数	内 訳	離 島											
		スギ ヒノキ	クロマツ	コナラ	クヌギ アベマキ	イヌマキ	ケヤキ	ヤマザクラ	ヤブツバキ	カシ	コンテナ苗 スギ	コンテナ苗 ヒノキ	コンテナ苗 クヌギ
500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	426,600	421,700	423,300	425,000	441,700	467,000	480,400	479,900	555,300	460,500	489,000	478,800
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	433,650	428,300	430,050	431,900	450,150	477,800	492,450	491,900	574,300	471,150	502,300	491,150
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	469,260	463,870	465,630	467,500	485,870	513,700	528,440	527,890	610,830	506,550	537,900	526,680
1,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	546,100	536,400	539,700	542,900	576,300	626,900	653,800	652,700	803,500	614,000	671,100	650,600
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	560,200	549,600	553,200	556,700	593,200	648,500	677,900	676,700	841,500	635,300	697,700	675,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	600,710	590,040	593,670	597,190	633,930	689,590	719,180	717,970	883,850	675,400	738,210	715,660
1,500本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	665,700	651,100	656,000	660,800	710,900	786,800	827,200	825,600	1,051,800	767,400	853,100	822,400
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	686,850	670,900	676,250	681,500	736,250	819,200	863,350	861,600	1,108,800	799,350	893,000	859,450
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	732,270	716,210	721,600	726,880	781,990	865,480	909,920	908,160	1,156,980	844,140	938,410	904,640
2,000本/ha以上	①基礎単価（税抜）：課税業者	785,200	765,800	772,300	778,800	845,500	946,800	1,000,600	998,500	1,300,000	920,900	1,035,100	994,200
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	813,400	792,200	799,300	806,400	879,300	990,000	1,048,800	1,046,500	1,376,000	963,500	1,088,300	1,043,600
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	863,720	842,380	849,530	856,680	930,050	1,041,480	1,100,660	1,098,350	1,430,000	1,012,990	1,138,610	1,093,620

●地拵（伐倒木、枝条などの集積作業含む）、植穴掘付（植栽地点を中心として60cm四方の地被表物等の除去含む）・植付、苗木運搬を含む。

●当表にない樹種については、長崎県造林補助事業実施要領 第2の2において知事が適当と認める樹種については別に定める。

●共通仮設費7.7%を含む

3. 下刈【全刈り】

○要件等

- (1) 目的 植栽された苗木が周囲の雑草木に被圧され、生育が阻害されるのを防ぐ。
- (2) 対象林齢 植栽により、更新したⅡ齢級（10年生）以下、複層林においては下層木がⅤ齢級（25年生）以下。
- (3) コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合はⅡ齢級以下）
- (4) 対象林での雑草木の刈り払い機による除去。
- (5) 植栽木と雑草木の高さの関係において、植栽木がその樹高の約1/3以上が雑草木から出ると下刈の必要性はないといわれている。（林業教室テキスト 長崎県林務課 より）

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
下刈 (年1回全刈)	①基礎単価(税抜)：課税業者	166,300	●1回 全面刈り払い ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	166,300	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	182,930	
下刈 (年2回全刈)	①基礎単価(税抜)：課税業者	309,400	●2回 全面刈り払い ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	309,400	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	340,340	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

4. 枝打ち

○要件等

- (1) 目的 林木の枝葉の除去。※スギ・ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施。

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
枝打1 (背丈打) H=1.0~2.0m	①基礎単価(税抜)：課税業者	152,600	●Ⅵ齢級(30年生)以下の枝葉の除去に適用 ●枝打ちは背丈打ちとし、高さは2.0m程度 ●標準単価積算の枝打ち本数 1785本/ha
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	152,600	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	167,860	
枝打2 (梯子打) H=2.0~3.0m	①基礎単価(税抜)：課税業者	83,700	●ⅩⅡ齢級(60年生)以下の間伐と一体的に行う枝葉の除去に適用 ●枝打ちは梯子を用いて行い、高さは3.0m程度 ●標準単価積算の枝打ち本数 823本/ha
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	83,700	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	92,070	
枝打3 (梯子打) H=3.0~4.0m	①基礎単価(税抜)：課税業者	69,800	●ⅩⅦ齢級(90年生)以下の更新伐と一体的に行う枝葉の除去に適用 ●枝打ちは梯子を用いて行い、高さは4.0m程度 ●標準単価積算の枝打ち本数 613本/ha
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	69,800	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	76,780	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

5. 除伐

○要件等

- (1) 目的 主林木の成長を阻害する不良木等の除去(雑木等)。
- (2) 対象林齢 下刈が終了したⅤ齢級(25年生)以下、天然林においてはⅩⅡ齢級(60年生)以下の林分。
※森林緊急造成事業による除伐において、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかである場合は、Ⅶ齢級(35年生)以下の林分、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分においても実施することが出来る。
(この場合は、保育間伐の単価を使用すること。)

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
除伐 (雑木等)	①基礎単価(税抜)：課税業者	145,300	●刈り払い機等による雑木等除伐作業に適用 ●主林木以外の生育の支障となる雑木等は全て伐採する。 ●刈り払い機で伐採できる樹木の根元径は8cmまで(刈払機取扱作業者必携3-3-6灌木等の切断より) ●刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） ●刈り払い機の損料、燃料、替刃、目立て用ヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む
	②自力・受託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	145,300	
	③請負・委託(消費税含)：課税業者以外	159,830	
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	7,000人/ha	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

6. 保育間伐

6-1. 保育間伐

○要件等

- (1) 目的 主林木の成長を阻害する不用木（侵入竹林を含む）の除去、不良木の淘汰。
- (2) 対象林齢 適正な密度管理を目的として、Ⅶ齢級（35年生）以下（天然林にあってはⅩⅡ齢級（60年生）以下）、または伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分。
- (3) 間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈り払う手間を含む。
- (4) 「枝払・玉切りあり」を適用する森林
 - a. 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切を実施する。
 - b. 一定の地理的条件を満たす森林
 - ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

(円/ha)

作業種	区分	内地・離島	摘要
保育間伐 (主林木)	枝払 玉切なし	①基礎単価(税抜)：課税業者	123,100
		②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	123,100
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	135,410
		プランニングの参考標準単価の積算人工数	5,742人/ha
	枝払 玉切あり	①基礎単価(税抜)：課税業者	239,200
		②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	239,200
		③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	263,120
		プランニングの参考標準単価の積算人工数	11,004人/ha
要件等の (4)のbの 森林に適用			<ul style="list-style-type: none"> ●チェーンソーによる主林木の保育間伐に適用(根元径は8cm以上) ●原則として伐採率は、森林計画区毎の地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として本数率でおおむね30%とする。 ※枯木は、伐採率の本数に含めない。 ●選木、伐倒、枝払、玉切で構成 ●選木には、ランバーテープ等の消耗品の費用を含む ●伐倒及び玉切には、チェーンソーの燃料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。 ●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) ●1日当たりの選木本数 313本/人 ●1日当たりの伐採本数 156本/人
			<ul style="list-style-type: none"> ●チェーンソーによる主林木の保育間伐に適用(根元径は8cm以上) ●原則として伐採率は、森林計画区毎の地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として本数率でおおむね30%とする。 ※枯木は、伐採率の本数に含めない。 ●選木、伐倒、枝払、玉切で構成 ●枝払、玉切は、伐倒木が地面から浮かないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。 ●選木には、ランバーテープ等の消耗品の費用を含む ●伐倒及び玉切には、チェーンソーの燃料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。 ●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内(振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く) ●1日当たりの選木本数 313本/人 ●1日当たりの枝払・玉切本数 66本/人

6-2 保育間伐 伐倒木の林内整理(刈払)

○要件等

- (1) 目的 間伐の作業を実施するうえで、安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈払った場合に加算することが出来る。

(円/ha)

刈払い 加算単価	①基礎単価(税抜)：課税業者	90,800
	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	90,800
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	99,880
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	4,155人/ha

6-3 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用。

(円/ha)

林床整理伐 加算単価	①基礎単価(税抜)：課税業者	75,400
	②自力・委託(資材のみ消費税含)：課税業者以外	75,400
	③請負・委託(消費税含む)：課税業者以外	82,940
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3,445人/ha

6-4. 保育間伐（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

○要件等

（1）新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴う地域の木材需要の急変により、林業事業者の雇用の維持、事業の継続の観点から緊急に必要と認められる場合においては、実施することが可能。

- （2）目的 主林木の成長を阻害する不用木（侵入竹林を含む）の除去、不良木の淘汰。
- （3）対象林齢 適正な密度管理を目的として、X II級（60年生）以下の林分。
- （4）間伐の作業を実施するうえで安全上支障となる灌木類等を刈り払い機等で刈り払う手間を含む。

（円/ha）

作業種	区分	内地・離島	摘要
保育間伐 （主林木）	①基礎単価（税抜）：課税業者	268,700	<ul style="list-style-type: none"> ●チェーンソーによる主林木の保育間伐に適用（樹元径は8cm以上） ●原則として伐採率は、森林計画区域毎の地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として本額率で20%以上とする。 ※枯木は、伐採率の本数に含めない。 ●選木、伐倒、枝払、玉切、刈払で構成 ●枝払、玉切は、伐倒木が地盤から浮かぬように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。 ●選木には、ランバーテープ等の消耗品の費用を含む ●伐倒及び玉切には、チェーンソーの燃料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。 ●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（振動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） 1日当たりの選木本数 313本/人 1日当たりの伐倒～玉切本数 66本/人 1日当たりの刈払面積 4,155ha/人
	②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	268,700	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	295,570	
	プランニングの参考標準単価の積算人工数	12,331人/ha	

7. しいたけ原木林整備（樹下植栽等）【不用萌芽除去・除伐】

○要件等

- (1) 目的 しいたけ原木の育成を目的として行う不用萌芽・不用木の除去。
- ・不用萌芽の除去…全伐を行った天然林において3年生までにしいたけ原木の切り株から発生した萌芽枝の中で、優勢な数本を残し残りを除去する作業である。初回のみ補助対象とする。
 - ・不用木の除去…しいたけ原木以外の樹木を伐採し、しいたけ原木の成長を促す作業である。天然林において初回のみ補助対象とする。
Ⅲ齢級（15年生）以下、または残存木（しいたけ原木）の平均胸高直径が10cm未満の林分を対象とする。
- (2) 不用木の除去の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に全伐をしないこと。
不用萌芽の除去と併せて付帯施設等整備を実施する場合、付帯施設実施後2年以内に不用萌芽の除去を実施すること。
不用萌芽の除去に先行して森林作業道を開設する場合、鳥獣害防止施設等整備を行うこと。
- (参考) しいたけ原木林…クヌギ、コナラ、アベマキ、シイ類、ノグルミ、サクラ等
残存木として、有用樹（ケヤキ、カヤ、カゴノキ等）を残すことも可能。

(円/h a)

作業種	区 分	内地・離島	摘 要
樹下植栽等 不用萌芽の除去	①基礎単価（税抜）：課税業者	186,800	●下刈りが必要ない場合。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	186,800	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	205,480	
樹下植栽等 不用萌芽の除去 (下刈あり)	①基礎単価（税抜）：課税業者	369,800	●下刈りが必要な場合。 ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立てヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	369,800	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	406,780	
樹下植栽等 不用木の除去	①基礎単価（税抜）：課税業者	278,500	●しいたけ原木以外の樹木をすべて伐採する。 ●伐倒・林内整理で構成。 ●チェーンソー・刈り払い機による振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内（震動業務の一連続作業時間ごとに設ける休止時間を除く） ●刈払機の損料、燃料、替刃、目立てヤスリ並びに下刈鎌の損料及び砥石の費用を含む。 ●チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	278,500	
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	306,350	

(注) 標準単価には共通仮設費7.7%を含む

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-1 間伐（定性間伐） プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満							
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	202,100	251,300	300,500	349,700	398,900	448,100	497,300
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	202,100	251,300	300,500	349,700	398,900	448,100	497,300
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	222,310	276,430	330,550	384,670	438,790	492,910	547,030
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	7.741人/ha	8.915人/ha	10.089人/ha	11.263人/ha	12.437人/ha	13.611人/ha	14.785人/ha
	架線系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	228,600	295,500	362,400	429,300	496,200	563,100	629,900
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	228,600	295,500	362,400	429,300	496,200	563,100	629,900
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	251,460	325,050	398,640	472,230	545,820	619,410	692,890
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	8.566人/ha	10.290人/ha	12.014人/ha	13.738人/ha	15.462人/ha	17.186人/ha	18.910人/ha
離島	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	214,600	272,200	329,700	387,300	444,800	502,400	560,000
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	214,600	272,200	329,700	387,300	444,800	502,400	560,000
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	236,060	299,420	362,670	426,030	489,280	552,640	616,000
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	8.072人/ha	9.467人/ha	10.862人/ha	12.257人/ha	13.652人/ha	15.047人/ha	16.442人/ha
	架線系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	244,900	322,600	400,300	478,000	555,700	633,500	711,200
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	244,900	322,600	400,300	478,000	555,700	633,500	711,200
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	269,390	354,860	440,330	525,800	611,270	696,850	782,320
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	9.013人/ha	11.035人/ha	13.057人/ha	15.079人/ha	17.101人/ha	19.123人/ha	21.145人/ha

●間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテーフ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さに採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	112,000	73,900
②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800	112,000	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	123,200	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha	5.078人/ha	3.445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-2 間伐（列状間伐） プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満							
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	171,900	214,000	256,200	298,400	340,500	382,700	424,800
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	171,900	214,000	256,200	298,400	340,500	382,700	424,800
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	189,090	235,400	281,820	328,240	374,550	420,970	467,280
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	6,523人/ha	7,504人/ha	8,485人/ha	9,466人/ha	10,447人/ha	11,428人/ha	12,409人/ha
		④基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	193,100	249,400	305,700	362,000	418,300	474,700	531,000
	架線系 プロセッサ造材	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	193,100	249,400	305,700	362,000	418,300	474,700	531,000
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	212,410	274,340	336,270	398,200	460,130	522,170	584,100
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	7,183人/ha	8,604人/ha	10,025人/ha	11,446人/ha	12,867人/ha	14,288人/ha	15,709人/ha
		①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	182,700	232,000	281,300	330,700	380,000	429,400	478,700
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	182,700	232,000	281,300	330,700	380,000	429,400	478,700
離島	車輻系 プロセッサ造材	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	200,970	255,200	309,430	363,770	418,000	472,340	526,570
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	6,801人/ha	7,967人/ha	9,133人/ha	10,299人/ha	11,465人/ha	12,631人/ha	13,797人/ha
		①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	206,900	272,400	337,800	403,300	468,800	534,300	599,800
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	206,900	272,400	337,800	403,300	468,800	534,300	599,800
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	227,590	299,640	371,580	443,630	515,680	587,730	659,780
	架線系 プロセッサ造材	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	7,554人/ha	9,222人/ha	10,890人/ha	12,558人/ha	14,226人/ha	15,894人/ha	17,562人/ha

●間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さにて採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	112,000	73,900
②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800	112,000	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	123,200	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍＝70年 ヒノキ40年×2倍＝80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-3 間伐（定性間伐） チェーンソー造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満							
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80
内地	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	219,900	281,000	342,100	403,200	464,300	525,400	586,500
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	219,900	281,000	342,100	403,200	464,300	525,400	586,500
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	241,890	309,100	376,310	443,520	510,730	577,940	645,150
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	9.271人/ha	11.465人/ha	13.659人/ha	15.853人/ha	18.047人/ha	20.241人/ha	22.435人/ha
	架線系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	246,500	325,300	404,000	482,800	561,600	640,400	719,200
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	246,500	325,300	404,000	482,800	561,600	640,400	719,200
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	271,150	357,830	444,400	531,080	617,760	704,440	791,120
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	10.096人/ha	12.840人/ha	15.584人/ha	18.328人/ha	21.072人/ha	23.816人/ha	26.560人/ha
離島	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	234,600	305,400	376,300	447,100	517,900	588,800	659,600
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	234,600	305,400	376,300	447,100	517,900	588,800	659,600
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	258,060	335,940	413,930	491,810	569,690	647,680	725,560
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	9.815人/ha	12.372人/ha	14.929人/ha	17.486人/ha	20.043人/ha	22.600人/ha	25.157人/ha
	架線系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	123,900	264,800	355,800	446,800	537,800	628,800	719,800	810,900
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	123,900	264,800	355,800	446,800	537,800	628,800	719,800	810,900
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	136,290	291,280	391,380	491,480	591,580	691,680	791,780	891,990
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.777人/ha	10.756人/ha	13.940人/ha	17.124人/ha	20.308人/ha	23.492人/ha	26.676人/ha	29.860人/ha

●間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さで採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	112,000	73,900
②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800	112,000	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	123,200	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha	5.078人/ha	3.445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
 市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-4 間伐（列状間伐） チェーンソー造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上～10m ³ /ha未満							
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80
内地	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	189,700	243,800	297,800	351,900	406,000	460,000	514,100
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	189,700	243,800	297,800	351,900	406,000	460,000	514,100
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	208,670	268,180	327,580	387,090	446,600	506,000	565,510
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	8,053人/ha	10,054人/ha	12,055人/ha	14,056人/ha	16,057人/ha	18,058人/ha	20,059人/ha
	架線系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	211,000	279,200	347,400	415,600	483,800	552,000	620,200
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	211,000	279,200	347,400	415,600	483,800	552,000	620,200
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	232,100	307,120	382,140	457,160	532,180	607,200	682,220
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	8,713人/ha	11,154人/ha	13,595人/ha	16,036人/ha	18,477人/ha	20,918人/ha	23,359人/ha
離島	車輦系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	202,600	265,200	327,900	390,500	453,100	515,700	578,400
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	202,600	265,200	327,900	390,500	453,100	515,700	578,400
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	222,860	291,720	360,690	429,550	498,410	567,270	636,240
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	8,544人/ha	10,872人/ha	13,200人/ha	15,528人/ha	17,856人/ha	20,184人/ha	22,512人/ha
	架線系 チェーンソー造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	105,000	226,800	305,600	384,400	463,100	541,900	620,700	699,500
		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	105,000	226,800	305,600	384,400	463,100	541,900	620,700	699,500
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	115,500	249,480	336,160	422,840	509,410	596,090	682,770	769,450
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,880人/ha	9,297人/ha	12,127人/ha	14,957人/ha	17,787人/ha	20,617人/ha	23,447人/ha	26,277人/ha

●間伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さにて採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	112,000	73,900
②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800	112,000	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	123,200	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,078人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-5,9-6,9-7参照

8. 間伐

○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

8-5 間伐 搬出しない伐倒木の林内整理（刈払）

○要件等

- (1) 刈払いは、間伐の作業を実施するうえで安全上支障になる灌木類等を刈払い機で刈払った場合に加算することが出来る。

刈払い 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha

8-6 間伐 搬出しない伐倒木の林内整理（枝払+玉切）

○要件等

- (1) 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切りを実施する。
- (2) 一定の地理的条件を満たす森林
- ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施業森林に区分されている森林
 公益的機能別施業森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

枝払+玉切 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	112,000
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	112,000
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	123,200
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.078人/ha

- 枝払、玉切は、伐倒木が地面から浮かないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。
- チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。

8-7 間伐 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしでは伐採作業が困難な場合に適用。

林床整理伐 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	73,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	73,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	81,290
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3.445人/ha

8. 間伐

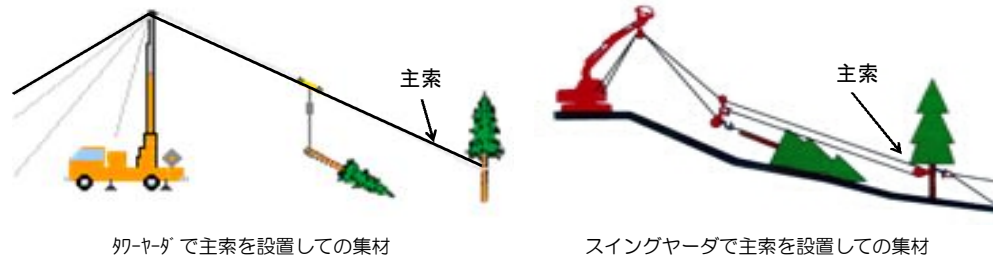
○要件等

- (1) 対象林齢 適正な密度管理を目的としてⅩⅡ 齢級（60年生）以下。
森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 原則として間伐率は、地域森林計画で定める「スギ・ヒノキ施業体系図」により判断するが、伐採率の要件として、本数率で20%以上とする。
※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (3) 補助金交付申請の1申請では、原則5ha以上で平均搬出材積は10m³/ha以上。

集材区分の車輛系と架線系の適用区分

車輛系：架線系以外の車輛系機械による集材
フォワーダやスイングヤードのウインチ地引は、架線を設置しないので車輛系扱い

架線系：主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）



9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-1 更新伐（列状間伐） プロセッサ造材

(円/ha)

内地・離島別	集材区分	区分	1ha当たりの搬出材積区分 例：0-10は、0m ³ /ha以上~10m ³ /ha未満									
			0 0以上-10未満	1 10-20	2 20-30	3 30-40	4 40-50	5 50-60	6 60-70	7 70-80		
内地	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	126,500	185,600	222,000	258,400	294,900	331,300	367,800	404,200		
		②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	126,500	185,600	222,000	258,400	294,900	331,300	367,800	404,200		
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	139,150	204,160	244,200	284,240	324,390	364,430	404,580	444,620		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5,876人/ha	7,257人/ha	8,040人/ha	8,823人/ha	9,606人/ha	10,389人/ha	11,172人/ha	11,955人/ha		
		④基礎単価（税抜）：課税業者	126,500	197,900	242,500	287,100	331,800	376,400	421,000	465,700		
	架線系 プロセッサ造材	②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	126,500	197,900	242,500	287,100	331,800	376,400	421,000	465,700		
		③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	139,150	217,690	266,750	315,810	364,980	414,040	463,100	512,270		
		プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5,876人/ha	7,641人/ha	8,680人/ha	9,719人/ha	10,758人/ha	11,797人/ha	12,836人/ha	13,875人/ha		
		離島	車輻系 プロセッサ造材	①基礎単価（税抜）：課税業者	126,500	195,400	238,500	281,500	324,500	367,500	410,600	453,600
				②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	126,500	195,400	238,500	281,500	324,500	367,500	410,600	453,600
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	139,150			214,940	262,350	309,650	356,950	404,250	451,660	498,960		
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5,876人/ha			7,508人/ha	8,458人/ha	9,408人/ha	10,358人/ha	11,308人/ha	12,258人/ha	13,208人/ha		
④基礎単価（税抜）：課税業者	126,500			209,500	261,800	314,200	366,600	419,000	471,400	523,700		
架線系 プロセッサ造材	②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外		126,500	209,500	261,800	314,200	366,600	419,000	471,400	523,700		
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外		139,150	230,450	287,980	345,620	403,260	460,900	518,540	576,070		
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数		5,876人/ha	7,946人/ha	9,188人/ha	10,430人/ha	11,672人/ha	12,914人/ha	14,156人/ha	15,398人/ha		

●更新伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバーテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さで採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	125,300	73,900
②自力・委託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800	125,300	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	137,830	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,678人/ha	3,445人/ha

※加算単価の扱いについては9-3,9-4,9-5参照

9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病害虫等防除法第2条第1項に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-2 更新伐（被害森林） 定性伐採 チェーンソー造材

(円/h a)

① 基礎単価（税抜）：課税業者	② 自力・委託（資材のみ消費税）：課税業者以外	③ 請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	内地				離島							
			東阿系 チェーンソー造材				島内業者費用				島外業者費用（字久・小値賀）			
			①	②	③	人工数	①	②	③	人工数	①	②	③	人工数
1ha当たりの搬出材積区分	0	0以上-10未満	38,000	38,000	41,800	1,444人/ha	31,900	31,900	35,090	1,202人/ha	51,800	53,889	56,980	1,202人/ha
	1	10-20	114,500	114,500	125,950	4,355人/ha	96,100	96,100	105,710	3,621人/ha	156,000	162,068	171,600	3,621人/ha
	2	20-30	191,000	191,000	210,100	7,266人/ha	160,200	160,200	176,220	6,039人/ha	260,100	270,147	286,110	6,039人/ha
	3	30-40	267,200	267,200	293,920	10,166人/ha	224,100	224,100	246,510	8,444人/ha	364,000	378,026	400,400	8,444人/ha
	4	40-50	343,700	343,700	378,070	13,077人/ha	288,300	288,300	317,130	10,862人/ha	468,200	486,205	515,020	10,862人/ha
	5	50-60	420,200	420,200	462,220	15,988人/ha	352,500	352,500	387,750	13,281人/ha	572,300	594,384	629,530	13,281人/ha
	6	60-70	496,700	496,700	546,370	18,900人/ha	416,600	416,600	458,260	15,699人/ha	676,400	702,463	744,040	15,699人/ha
	7	70-80	573,000	573,000	630,300	21,799人/ha	480,800	480,800	528,880	18,118人/ha	780,600	810,642	858,660	18,118人/ha
	8	80-90	649,500	649,500	714,450	24,710人/ha	544,700	544,700	599,170	20,522人/ha	884,500	918,521	972,950	20,522人/ha
	9	90-100	726,000	726,000	798,600	27,622人/ha	608,900	608,900	669,790	22,941人/ha	988,700	1,026,700	1,087,570	22,941人/ha
	10	100-110	802,300	802,300	882,530	30,521人/ha	673,000	673,000	740,300	25,359人/ha	1,092,800	1,134,780	1,202,080	25,359人/ha
	11	110-120	878,800	878,800	966,680	33,432人/ha	737,200	737,200	810,920	27,778人/ha	1,196,900	1,242,959	1,316,590	27,778人/ha
	12	120-130	955,300	955,300	1,050,830	36,344人/ha	801,400	801,400	881,540	30,196人/ha	1,301,100	1,351,138	1,431,210	30,196人/ha
	13	130-140	1,031,600	1,031,600	1,134,760	39,243人/ha	865,300	865,300	951,830	32,601人/ha	1,405,000	1,459,017	1,545,500	32,601人/ha
	14	140-150	1,108,100	1,108,100	1,218,910	42,154人/ha	929,400	929,400	1,022,340	35,019人/ha	1,509,100	1,567,096	1,660,010	35,019人/ha
	15	150-160	1,184,600	1,184,600	1,303,060	45,066人/ha	993,600	993,600	1,092,960	37,438人/ha	1,613,300	1,675,275	1,774,630	37,438人/ha
	16	160-170	1,261,100	1,261,100	1,387,210	47,977人/ha	1,057,800	1,057,800	1,163,580	39,856人/ha	1,717,400	1,783,454	1,889,140	39,856人/ha
	17	170-180	1,337,300	1,337,300	1,471,030	50,876人/ha	1,122,000	1,122,000	1,234,200	42,274人/ha	1,821,600	1,891,633	2,003,760	42,274人/ha
	18	180-190	1,413,800	1,413,800	1,555,180	53,788人/ha	1,185,800	1,185,800	1,304,380	44,679人/ha	1,925,400	1,999,412	2,117,940	44,679人/ha
	19	190-200	1,490,300	1,490,300	1,639,330	56,699人/ha	1,250,000	1,250,000	1,375,000	47,098人/ha	2,029,600	2,107,591	2,232,560	47,098人/ha

●更新伐は、選木、伐倒、集材、造材から構成される。

●選木には、ナンバテープ等の消耗品の費用を含む。

●伐倒は、伐木し、伐倒木を地面に引き落とす工程及び伐倒木の幹が地面に着くまでの枝払いを含む。

●伐倒には、チェーンソーの換料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具の使用に要する費用を含む。

●チェーンソーによる振動業務の作業時間は1人1日当たり2時間以内

●造材は、伐倒木を市場等に出荷するため一定の長さにて採材、玉切を行う。

●伐倒地点から集積地点（トラック等への積み込みが可能な地点）までの搬出集積を含む。

●プランニングの参考 標準単価の積算人工数は、刈払+選木+伐倒+造材の合計

●標準単価には共通仮設費7.7%を含む

区分	刈払い 加算単価	枝払+玉切 加算単価	林床整理伐 加算単価
①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800	125,300	73,900
②自力・委託（資材のみ消費税）：課税業者以外	90,800	125,300	73,900
③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880	137,830	81,290
プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4,155人/ha	5,678人/ha	3,444人/ha

※加算単価の扱いについては9-3,9-4,9-5参照

9. 更新伐

○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

9-3 更新伐 搬出ししない伐倒木の林内整理（刈払）

○要件等

- (1) 刈払いは、間伐の作業を実施するうえで安全上支障になる灌木類等を刈払い機で刈払った場合に加算することが出来る。

刈払い 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	90,800
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	90,800
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	99,880
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	4.155人/ha

9-4 更新伐 搬出ししない伐倒木の林内整理（枝払＋玉切）

○要件等

- (1) 一定の地理的条件等を満たす森林において伐採木を林内に放置する場合、国土防災を主目的として、枝払・玉切りを実施する。
- (2) 一定の地理的条件を満たす森林
- ① 市町村森林整備計画において、公益的機能別施策森林に区分されている森林
 - 公益的機能別施策森林：水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能及び土壌保全機能維持増進森林
 - ② ながさき水源の森
 - ③ 保安林

枝払＋玉切 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	125,300
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	125,300
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	137,830
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	5.678人/ha

- 枝払、玉切は、伐倒木が地面から浮かないように適宜枝払と玉切を実施する。枝払の程度は、林内を見通せる程度とする。
- チェーンソーの損料、燃料及びチェーンオイル等の伐倒に必要な機械器具に使用する費用を含む。

9-5 更新伐 林床整理伐

○要件等

- (1) 目的 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐実施区域において、シダ類の繁茂が著しく、当作業なしては伐採作業が困難な場合に適用。

林床整理伐 加算単価	①基礎単価（税抜）：課税業者	73,900
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	73,900
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	81,290
	プランニングの参考 標準単価の積算人工数	3.445人/ha

9. 更新伐

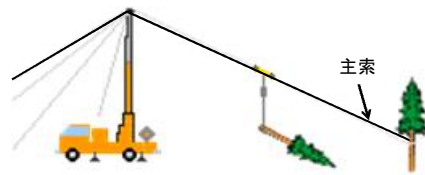
○要件等

- (1) 対象林齢 **森林経営計画に基づいて行うものは標準伐期齢の2倍まで。**
市町村森林整備計画の標準伐期齢の2倍 スギ35年×2倍=70年 ヒノキ40年×2倍=80年
- (2) 更新伐は、森林経営計画の伐採計画では「主伐」に区分される。
- (3) 人工林において、天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とする「人工林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主林木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができる。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (4) 天然林の質的・構造的な改善を目的とする「天然林整理伐」の場合は、主林木の本数率でおおむね70%以上を必要とする場合。※枯木は、伐採率の本数に含めない。
- (5) 9-2更新伐（被害森林）については、森林病虫害等防除法第2条第1項に掲げる森林病虫害等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大を防止するために実施するものに限る。（※なお被害林分において、本数被害率5%以上の被害がある林分を対象とする。）
- (6) 補助金交付申請の1申請では、5ha以上で間伐搬出材積は10m³/ha以上。

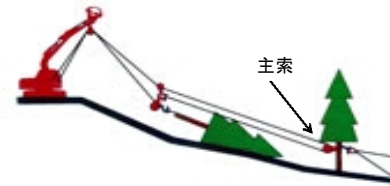
集材区分の車輛系と架線系の適用区分

車輛系：架線系以外の車輛系機械による集材
フォワーダやスイングヤードのウインチ地引は、架線を設置しないので車輛系扱い

架線系：主索を用いて行う架線集材（主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む）



フォワーダで主索を設置しての集材



スイングヤードで主索を設置しての集材

10. 森林作業道整備

○要件等

1. 目的（長崎県森林作業道作設指針 第1の2）

間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のために継続的に用いられる道であり、地形に沿うように丈夫で簡易なものであることが必要。路体は、堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質などの条件からやむを得ない場合に限り設置。

2. 森林作業道整備は、人工造林、樹下植栽、下刈、除伐、枝打ち、間伐、更新伐のいずれかの作業と一体的に実施すること。

3. 森林作業道整備は、2の作業より一定期間先行して開設が可能。一定期間とは原則2年（森林経営計画に基づく場合は、これらの計画期間内）。

4. 幅員の決定 傾斜に応じた幅員と作業システムにて決定（長崎県森林作業道作設指針 第1の2）

平均の地山横断傾斜＝（各点間の平均横断傾斜×測点間の延長）の合計 ÷ 開設延長

（1）平均の地山横断傾斜25°以下の場合 幅員3.0m以下又は 2.5m以下

（2）平均の地山横断傾斜25°～35°以下の場合 幅員3.0m以下又は 2.5m以下

（3）平均の地山横断傾斜35°以上の場合 幅員2.5m以下

5. 縦断勾配（長崎県森林作業道作設指針 第2の3）

基本的に概ね10°（18%）以下、やむを得ない場合は短区間（100m以内）に限り14°（25%）以下。12°（21%）を超え危険が予想される場合は、コンクリート路面工等【注1】を検討する。

6. 排水計画（長崎県森林作業道作設指針 第2の4）

森林作業道を継続的に使用するために、適切な排水を行う。

路面排水は、現地で発生する丸太を用いた丸太横断溝を地形に応じてこまめに設置する。大きな谷地形の場合は、現地発生の転石とコンクリートを用いて洗い越工等【注1】を設ける。

【注1】コンクリート路面工、コンクリートを用いた洗い越し工等は、標準断面設計が適用出来ないため長崎県造林補助事業実施要領第4の規定に基づく設計審査を路線計画時に県地方機関で受ける必要がありますので、事前に相談願います。※県標準単価も設定されていません。

10-1 土工

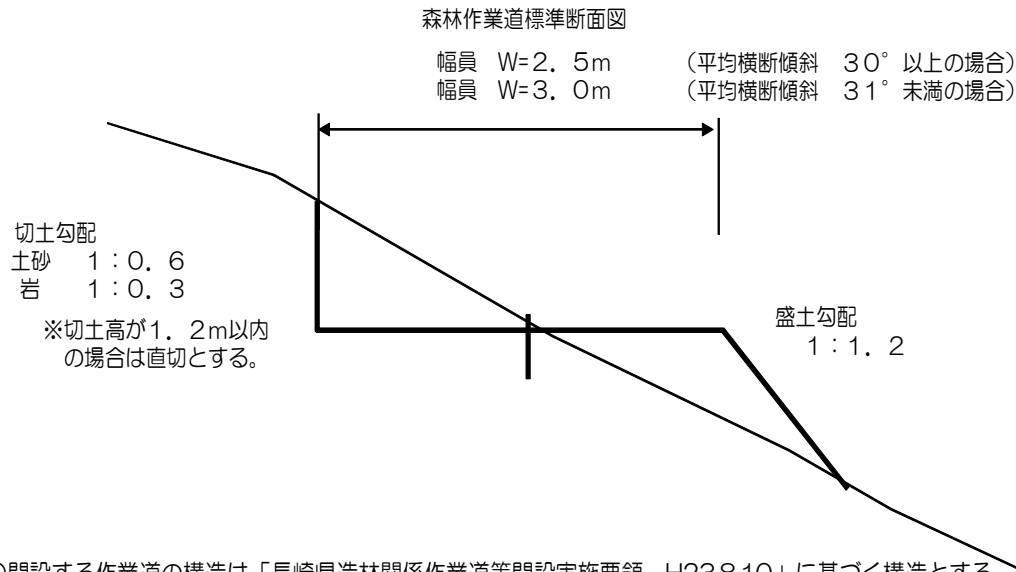
(単位：円/m)

タイプ	地山横断勾配	区分	幅員			算定横断勾配
			2.5m	3.0m	2.5m→3.0m	
			(新設)	(新設)	(改築)	
25度以下	0~25° 以下	①基礎単価 (税抜)	576	688	616	13°
25~35度	25° 超~35° 未満	①基礎単価 (税抜)	1,775	2,355		30°
35度以上	35° 以上	①基礎単価 (税抜)	2,818	地山勾配 25~35° を適用		35°

①上記単価には枝条片付けを含み、法面整理を含んでいる。

②改築単価は、既設作業道（幅員2.5m）の改築（幅員3.0m）する際の工程に適用する。

③共通仮設費9.1%を含む



○開設する作業道の構造は「長崎県造林関係作業道等開設実施要領 H23.8.10」に基づく構造とする。

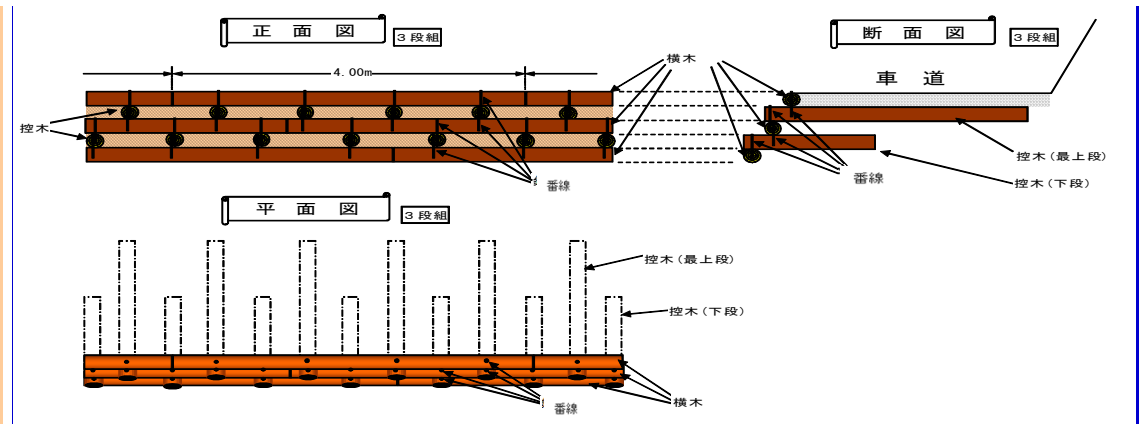
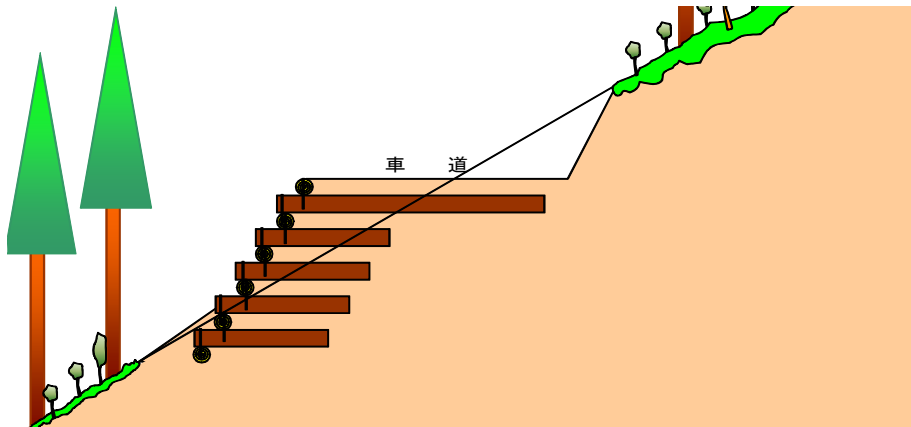
○排水は、路面勾配を水平にし、縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行う。

10-2 丸太積工単価表

段数 (横木の段数)	区分	単価	
2段	①基礎単価(税抜)	1,446円/m	
3段	①基礎単価(税抜)	2,358円/m	
4段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 3,270円/m
5段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 4,181円/m
6段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 5,093円/m
7段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 6,005円/m
8段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 6,918円/m
9段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 7,829円/m
10段	①基礎単価(税抜)	3,000円/m	参考単価 8,741円/m

土工以外の簡易な構造物は、当該部分に限り、延長1メートル当たり3,000円以内での標準単価しか設定できないため、参考単価が3,000円/mを超えるものについては、標準単価を3,000円とする。

- ①材料の丸太は、現地発生の間伐材とし、設置手間を計上
- ②共通仮設費9.1%を含む

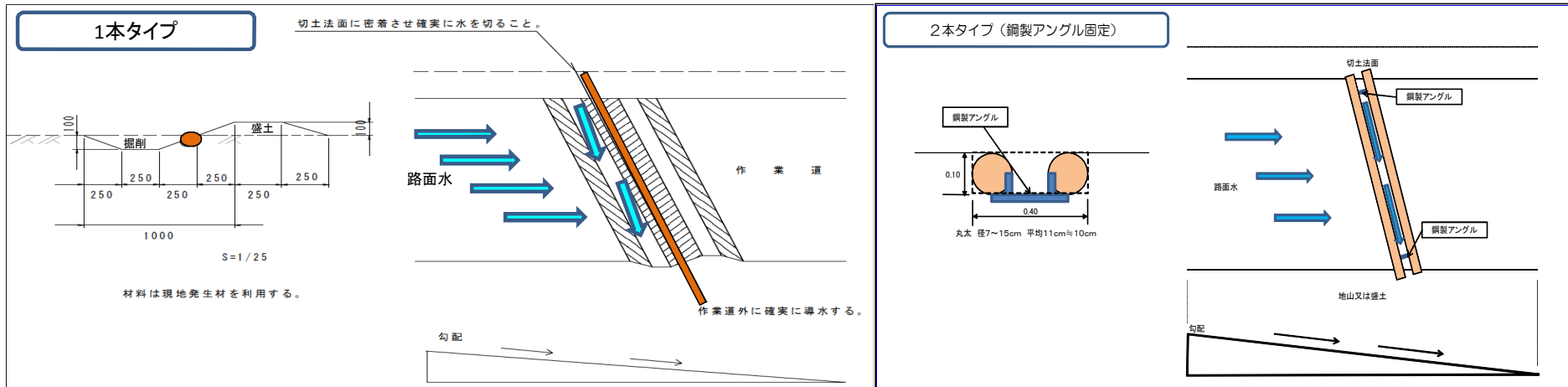


10-3 丸太横断溝

(単位：円/箇所)

幅員	タイプ	区分	単価
2.5m	1本タイプ	①基礎単価(税抜)	829
	2本タイプ (鋼製アングル固定)	①基礎単価(税抜)	4,734
3.0m	1本タイプ	①基礎単価(税抜)	807
	2本タイプ (鋼製アングル固定)	①基礎単価(税抜)	4,726

- ①材料の丸太は、現地発生の間伐材とし、設置手間を計上
- ②設置する平均末口径が7~15cm 設置延長は2.0m超~4.0m以下
- ③丸太の小運搬及び末端の切揃、掘削及び盛土を含む。
- ④2本タイプ(鋼製アングル固定)には、鋼製アングル2個を含む
- ⑤チェーンソー等の経費を含む。
- ⑥共通仮設費9.1%を含む

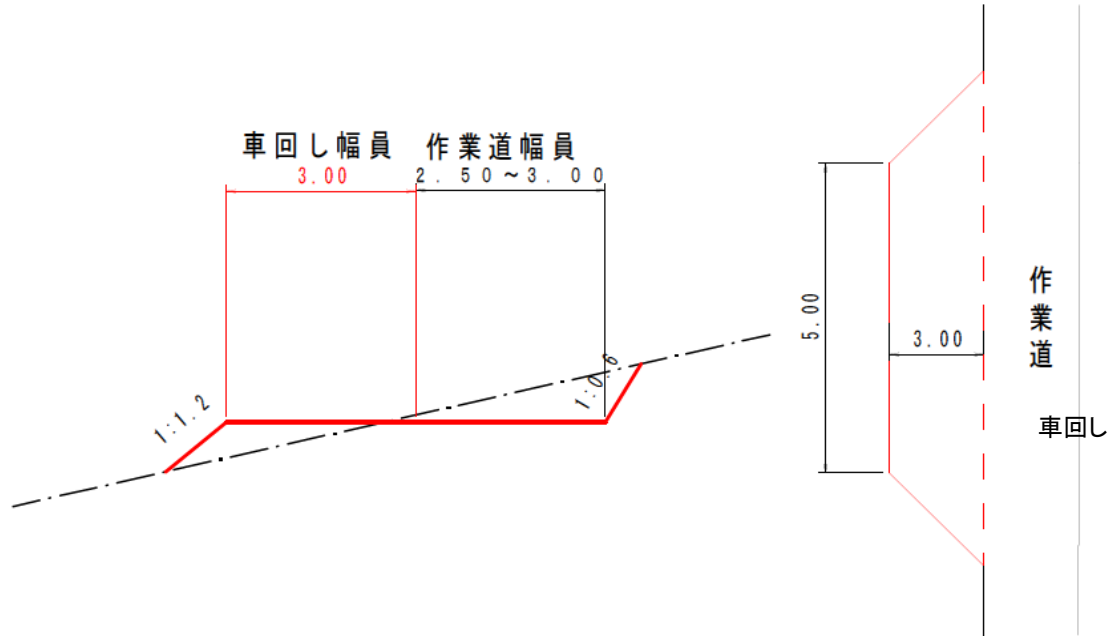


10-4 車回し

(単位：円/箇所)

幅員	タイプ	区分	単価
共通	幅3.0m延長5.0m	①基礎単価(税抜)	16,100

地山勾配0度~34度まで適用。
掘削しやすい土砂部を選定し作成する。
共通仮設費9.1%を含む



11. 衛生伐

○要件等

- (1) 特定森林再生事業一保全松林緊急保護整備事業一保全松林健全化整備事業の衛生伐に適用。
- (2) 対象森林は、森林病害虫等防除法第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備を行う。
- (3) 「松くい虫」とは、松の枯死の原因となる線虫類のマツノザイセンチュウを運ぶ松くい虫である「マツノマダラカミキリ」をいう。法第2条第1項第1号
- (4) 衛生伐は、松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として、行う不用木（被害木及び侵入竹を含む）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、薬剤処理とする。

処理材積1m3当たりの単価（円/m3）

作業種別	内容	処理する場所	使用薬剤		薬剤使用量	区分	単価（円/m3）		摘要 （実施時期）	
							通常単価	高外業者発注単価 （字久小値賃）		
伐倒駆除	薬剤散布型	被害木を伐倒し、幹及び枝を可能な限り集積し、薬剤（乳剤又は油剤）を適切に散布することにより、処理する。	林内空地	乳剤	MEP乳剤	希釈倍数 100倍 希釈は水 使用液量 木材の表面積 600mL/m2 ◎適用薬剤使用量 希釈液15ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	25,300	34,800	8月～10月
					スミバイン乳剤 同等品 有効成分 MEP…80.0%		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	25,385	35,845	
							③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	27,830	38,280	
	油剤	MEP油剤	希釈倍数 原液 使用液量 木材の表面積 400～600mL/m2 ◎適用薬剤使用量 原液10ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	27,300	36,800				
		パークサイドF 油剤 同等品以上 有効成分：MEP…0.7%		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	27,574	38,033				
				③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	30,030	40,480				
くん蒸型	被害木を伐倒し、幹及び枝を可能な限り集積し、ビニール等の被覆資材により完全に覆った後に薬剤を散布し、くん蒸にて処理する。	林内外 民家、公共道路等から確実に1.0m以上離れていること。	くん蒸剤	カーバム剤	被覆内容積1㎡当り くん蒸時間 14日間以上 原液0.5ℓ ◎適用薬剤使用量 原液1.5ℓ/m3 ※m3は、根株直径材積	①基礎単価（税抜）：課税業者	20,100	27,500	8月～4月	
				NCS 同等品 有効成分 N-メチルジチオカルバミン酸アンモニウム…50.0%		②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	20,419	28,565		
						③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	22,110	30,250		
特別伐倒駆除	全木焼却	被害木を伐倒し、幹及び枝を収集運搬し、焼却処分を行う。	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	27,300	37,600	8月～4月	
						②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	27,300	38,639		
						③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	30,030	41,360		
	破碎1種	被害木を伐倒し、幹及び枝を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う。 【被害木の販売経費で、処分費用を賄えるもの】	産業廃棄物処理施設	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	-	-	8月～4月
							②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	-	-	
							③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	-	-	
破碎2種 一般搬出	被害木を伐倒し、幹及び枝を収集運搬し、産業廃棄物処理施設等で適切に破碎処分を行う。 【被害木の利用価値なく、販売できないもの】	産業廃棄物処理施設	-	-	-	①基礎単価（税抜）：課税業者	32,500	41,200	8月～4月	
						②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	32,500	42,079		
						③請負・委託標準単価（消費税含む）：課税業者以外	35,750	45,320		

●適期防除と駆除の徹底 森林保護業務携H25年度版P95（松くい虫被害対策の実施についてH9.4.7付け9林野造第105号）

- ・伐倒駆除の実施に当たっては、被害の発現の状況を見定めつつ、駆除効果の高い秋期に極力駆除する。
- ・春期に駆除を行う場合にあっては、松くい虫の羽化する時期までに駆除を終了するよう的確な駆除に努める。
- ・伐倒駆除等の実施に当たっては、松くい虫の幼虫が材内にせん入する前（おおむね10月末まで）に防除を行うよう努める。
- ・やむを得ず、幼虫が材内にせん入している時期（11月以降）になる場合には、くん蒸による駆除等の実施により、その徹底を期する。

●直径2cm以上の枝にはマツノマダラカミキリ幼虫が多く生息しているので必ず駆除する。

●松くい虫の防除には、「駆除」と「防除」があり、衛生伐は「駆除」

枯死したマツの樹皮下や材内にあるマツノマダラカミキリの幼虫を駆除して5～7月に羽化脱出する成虫を少なくし、被害の発生を防ぐ。枯れたマツを伐倒し、薬剤処理、焼却、くん蒸、破碎処理（チップ化）などがある。

【防除】

枯死したマツから羽化脱出したマツノマダラカミキリ成虫による被害拡大を防ぐために行う。マツノザイセンチュウに感染していない健全なマツに、薬剤散布や樹幹注入を行う。

●薬剤散布による駆除

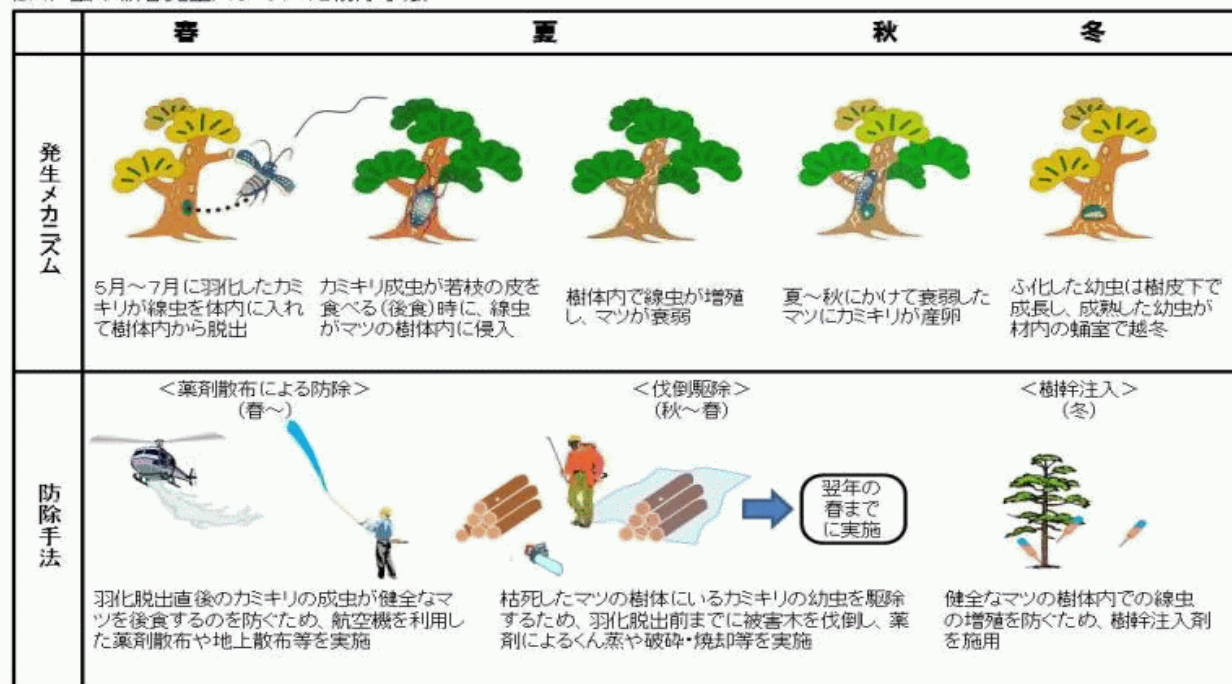
- ・幹と枝に殺虫剤を表面積1㎡当り400～600mL散布し、その量は幹や枝から薬剤がしたり落ちる程度。
- ・薬剤には「乳剤」と「油剤」があり、「油剤」は乳剤に比べて樹皮下への浸透性はよいが、使用するときには火気に注意が必要。
- ・いずれの薬剤もカミキリ幼虫が材内深くに穿入する前の10月までに散布するとより効果が高まる。

松くい虫発生のメカニズム

これらの松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。

その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫です。

松くい虫の被害発生メカニズムと防除手法



注1)発生メカニズムについて、被害の発生時期などは地域の気候等によって異なるため、おおよその季節を記載している。
注2)「カミキリ」とは「マツノマダラカミキリ」を、「線虫」とは「マツノザイセンチュウ」のことをそれぞれ指す。



マツノマダラカミキリ (運び屋)

(写真撮影：林野庁)



マツノザイセンチュウ (病原虫)

(写真提供：一般社団法人全国林業改良普及協会)

くん蒸処理

松くい虫被害により枯死した木を伐倒したあとビニールで包んで薬剤によりくん蒸し、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真撮影：林野庁)

焼却処理

松くい虫被害木を伐倒し、焼却することで、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真提供：森林総合研究所)

破碎処理

松くい虫被害木を伐倒し、チップパーにより細かくチップ化することで、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除する。



(写真撮影：林野庁)

薬剤処理（乳剤、油剤）

被害木を伐倒し、幹及び枝条を可能な限り集積し、薬剤（乳剤又は油剤）を適切に散布することにより、処理する。



12. 付帯施設 鳥獣害防止施設

12-1 防鹿ネット（付帯施設：鳥獣害防止施設）

○要件等

- ・健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の侵入を防ぎ森林被害を防止する。
- ・防鹿ネットの標準的な仕様は標準図のとおりとし、現地において適切に設置する。
- ・設置後も定期的に巡視し、シカ等の侵入がないか確認し必要に応じて補修する。

区分		単価
防鹿ネット (I型)	①基礎単価（税抜）：課税業者	1,625円/m
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	1,723円/m
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	1,787円/m
防鹿ネット (II型)	①基礎単価（税抜）：課税業者	2,042円/m
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	2,168円/m
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	2,246円/m

①共通仮設費7.7%を含む

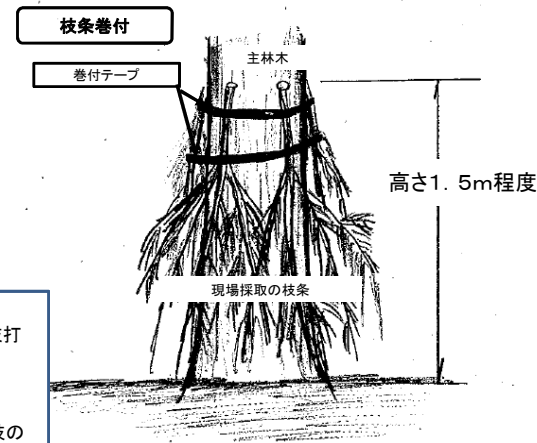
12-2 枝条巻付（付帯施設：鳥獣害防止施設）

○要件等

健全な森林の造成・保全を目的として、当施設を設置することにより野生鳥獣（鹿）の樹皮剥離被害を防ぐ。標準単価積算本数 1,100本/ha

区分		単価
枝条巻付	①基礎単価（税抜）：課税業者	300,600円/h a
	②自力・受託（資材のみ消費税含）：課税業者以外	302,190円/h a
	③請負・委託（消費税含む）：課税業者以外	330,660円/h a

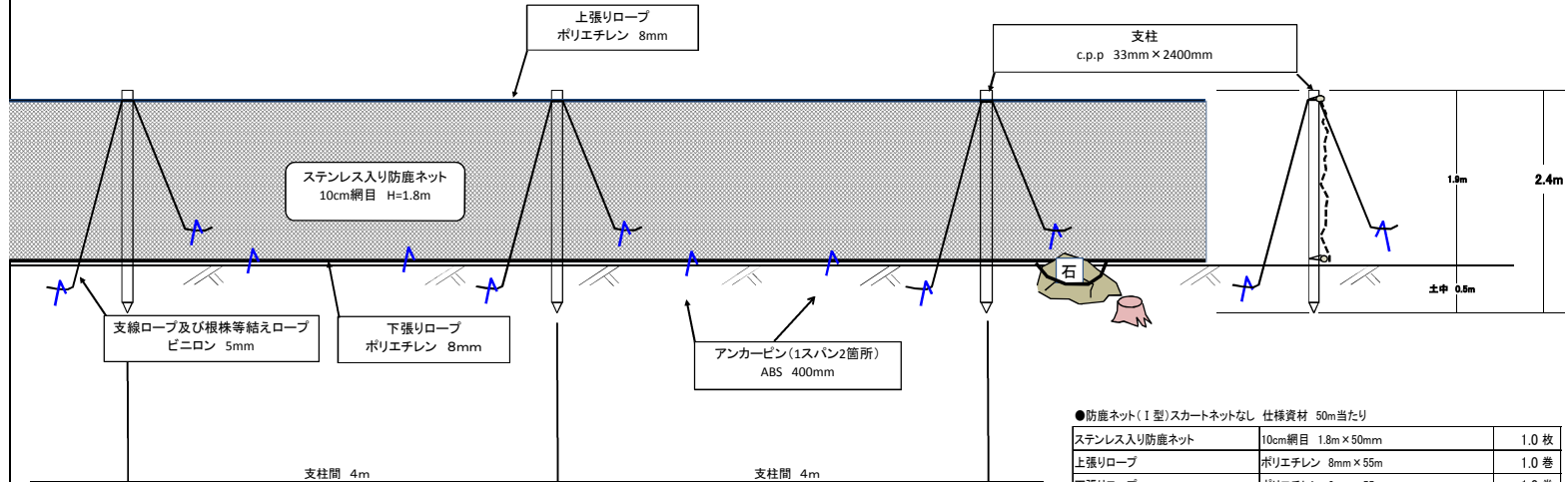
①共通仮設費7.7%を含む



○枝条巻付の方法

1. 長さ1.5m程度の緑葉の付いた枝を、間伐木あるいは、枝打ちした
枝から採取する。
2. 胸高の位置に伸縮性のあるテープを巻き付けて縛る。
3. 巻き付けたテープと保護する主林木の幹の間に採取した枝の

防鹿ネット(Ⅰ型) スカートネットなし 標準図

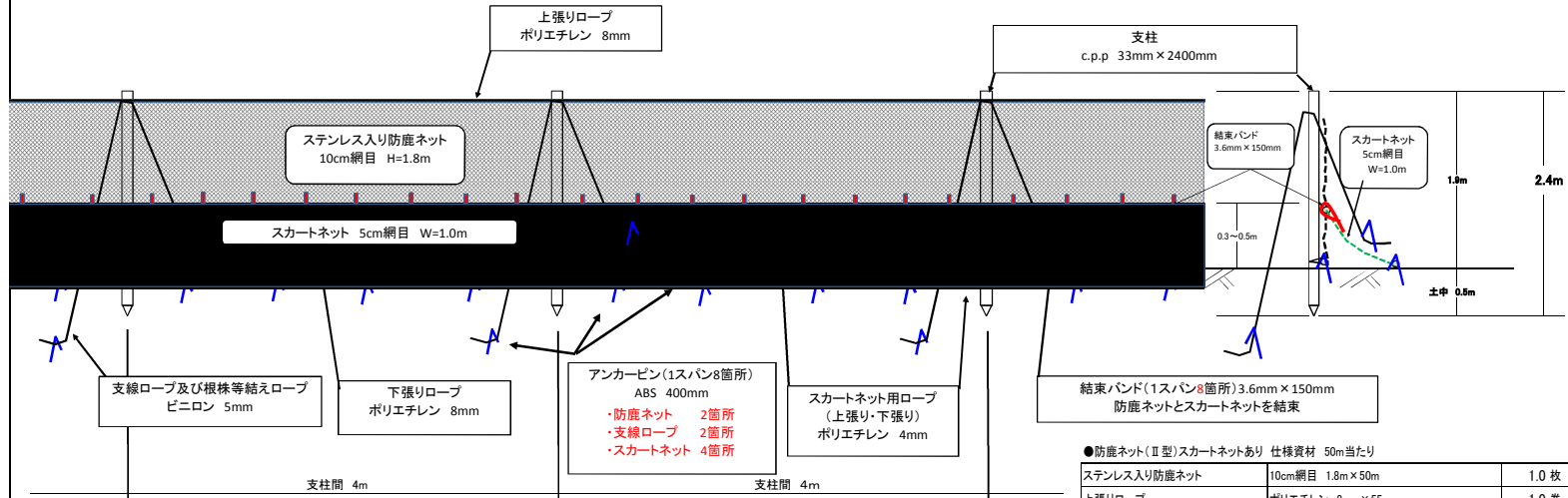


(注意) 支柱間の距離は、立木等の利用及び現地の地形及び障害物等により変わる。標準単価は50m当たり12.5本(4mに1本)を計上している。

●防鹿ネット(Ⅰ型)スカートネットなし 仕様資材 50m当たり

ステンレス入り防鹿ネット	10cm網目 1.8m×50mm	1.0 枚
上張りロープ	ポリエチレン 8mm×55m	1.0 巻
下張りロープ	ポリエチレン 8mm×55m	1.0 巻
アンカーピン	ABS 400mm	50 本
支柱	C.P.P. 33mm×2400mm	12.5 本
支線ロープ及び根株等結えロープ	ビニロン 5mm×200m	0.5 巻

防鹿ネット(Ⅱ型) スカートネットあり 標準図



(注意) 支柱間の距離は、立木等の利用及び現地の地形及び障害物等により変わる。標準単価は50m当たり12.5本(4mに1本)を計上している。

●防鹿ネット(Ⅱ型)スカートネットあり 仕様資材 50m当たり

ステンレス入り防鹿ネット	10cm網目 1.8m×50m	1.0 枚
上張りロープ	ポリエチレン 8mm×55m	1.0 巻
下張りロープ	ポリエチレン 8mm×55m	1.0 巻
アンカーピン	ABS 400mm	100 本
支柱	C.P.P. 33mm×2400mm	12.5 本
支線ロープ及び根株等結えロープ	ビニロン 5mm×200m	0.5 巻
スカートネット	5cm網目 1.0m×50m	1 巻
スカートネット用ロープ	4mm×55m	2 巻
結束バンド	100本入 3.6mm×150mm	1 式

令和2年度 花粉発生源対策促進事業 標準単価表

1. 共通仮設費を含む
2. 地枒え経費は含まない。
3. 本単価は、農山漁村地域整備交付金の花粉発生源対策促進事業にのみ適用
[立木の伐倒・枝払い・玉切り・集材集積、植栽(コンテナ苗)を一体的に実施]

経費区分	内地離島区分	集材区分	区分	100m ³ /ha以上 200m ³ /ha未満	200m ³ /ha以上 300m ³ /ha未満	300m ³ /ha以上
伐採経費	内地	車両系	①基礎単価(税抜):課税業者	870,200	1,450,400	1,740,500
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	870,200	1,450,400	1,740,500
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	957,220	1,595,440	1,914,550
		架線系	①基礎単価(税抜):課税業者	952,400	1,587,400	1,904,900
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	952,400	1,587,400	1,904,900
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	1,047,640	1,746,140	2,095,390
	離島	車両系	①基礎単価(税抜):課税業者	892,000	1,486,700	1,784,100
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	892,000	1,486,700	1,784,100
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	981,200	1,635,370	1,962,510
		架線系	①基礎単価(税抜):課税業者	970,100	1,616,800	1,940,200
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	970,100	1,616,800	1,940,200
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	1,067,110	1,778,480	2,134,220

植栽経費	内地離島区分	植栽本数	区分	スギ	ヒノキ	クヌギ
				①基礎単価(税抜):課税業者		
	内地	1,000本以上 ~ 1,500本未満	①基礎単価(税抜):課税業者	271,200	332,900	313,900
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	289,460	356,880	336,120
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	298,320	366,190	345,290
		1,500本以上 ~ 2,000本未満	①基礎単価(税抜):課税業者	394,600	484,200	456,600
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	421,160	519,080	488,920
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	434,060	532,620	502,260
	離島	2,000本以上	①基礎単価(税抜):課税業者	493,200	605,200	570,800
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	526,400	648,800	611,200
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	542,520	665,720	627,880
		1,000本以上 ~ 1,500本未満	①基礎単価(税抜):課税業者	326,900	389,700	367,200
			②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	350,330	418,960	394,370
			③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	359,590	428,670	403,920
1,500本以上 ~ 2,000本未満	①基礎単価(税抜):課税業者	475,600	566,900	534,100		
	②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	509,680	609,460	573,620		
	③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	523,160	623,590	587,510		
2,000本以上	①基礎単価(税抜):課税業者	594,500	708,600	667,700		
	②自力・受託(資材のみ消費税含):課税業者以外	637,100	761,800	717,100		
		③請負・委託(消費税含む):課税業者以外	653,950	779,460	734,470	